

# 国保だより

NO.106

発行：野田市 国保年金課 Tel7125-1111 内線3115~3118 令和3年4月1日

## 国民健康保険の加入・脱退の 届出はお忘れなく

4月は、就職や入学、転出・転居など異動の多いシーズンです。国民健康保険に加入するときや、やめるときは、14日以内に届出をお願いします。

### 国民健康保険に加入するとき

- ◇他の市区町村から転入してきたとき
- ◇退職などで職場の健康保険などをやめたとき
- ◇健康保険の被扶養者でなくなったときなど

### 国民健康保険をやめるとき

- ◇他の市区町村に転出するとき
- ◇職場の健康保険などに加入したとき
- ◇健康保険の被扶養者になったときなど

### ◆加入の届出が遅れると

国保の保険証が交付できないため、医療費を全額自己負担しなければなりません。また、国保料は加入すべき月（退職日の翌日、転入日等）まで遡って賦課することになりますので、保険証を受領していなかった期間も含めて納付しなければなりません。

国保料の納付義務は、届出した日ではなく、異動した日に発生します。

### ◆やめる（脱退）届出が遅れると

職場の健康保険に加入し、国民健康保険の資格が無くなっているにもかかわらず、国保の保険証を使って医療機関で受診してしまうと、国保で負担した医療費

はすべて返還していただくこととなります。特に、職場の健康保険に加入した場合、職場から市役所には連絡がきませんので、必ず脱退の届出が必要です。自動的には切り替わりませんので、ご注意ください。

### ◆届出に必要なもの

#### ◇職場の健康保険をやめたとき

- ①退職証明書又は健康保険の資格喪失証明書など
- ②年金手帳（60歳未満の方）
- ③本人確認できるもの（運転免許証等）
- ④個人番号がわかるもの

#### ◇職場の健康保険に加入したとき

- ①国保の保険証
- ②職場から交付された健康保険証
- ③個人番号がわかるもの

#### ◆届出窓口

- ・市役所国保年金課
- ・関係支所、各出張所

4月は窓口が混雑いたします。届出の内容によっては大変お待たせすることがございますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

※郵送での届出について、詳しくは、ホームページをご覧ください。

【HP検索】1000501

## 令和3年度の国保料について

令和3年度の国保料については、国保財政調整基金を活用し、令和2年度に続いて4年連続で引下げを行いました。国保料の医療保険分の均等割額は、600円の引下げとなります。

多くの方に、国保料を納期内に納付していただいていること、また、適正受診に努めていただいていることから、現在の国保料で国保事業を運営することができております。

今後も、国保事業の安定のために、国保料の納期内納付や適正受診へのご協力をお願いいたします。

令和3年度 国保料率等

区分	医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割	5.55%	2.82%	2.36%
均等割額	8,400円	11,600円	12,600円
平等割額	24,600円	なし	なし
賦課限度額	63万円	19万円	17万円

# 令和3年度の保健事業について

市では、健康増進や疾病の予防・早期発見のため、次の事業を実施します。

## ◆人間ドック検査費用の一部助成

◇要件…次の全てに該当する方

- ①申請及び受検時において、野田市の国民健康保険に加入している方
- ②令和3年4月1日現在18歳以上の方
- ③国民健康保険料(税)に未納がない世帯に属する方
- ④検査結果数値を特定健康診査等に利用することに同意できる方
- ⑤同一年度内(4月1日から翌年3月31日)において、人間ドック検査費用の助成を受けていない方

◇助成額…人間ドック検査費用の2分の1(上限2万5千円)

◇申請の流れ

- ①人間ドックを受検する前に、保険証を持参し、国保年金課又は関宿支所、各出張所にて申請を行ってください。(郵送可)
- ②申請後、承認決定通知(兼助成券)を郵送しますので、記載内容を確認してください。
- ③人間ドックを受検し、検査費用

(申請時に※現物給付を希望した場合は、助成額を差引いた額)を支払ってください。

※現物給付ができる医療機関で受検する場合は、申請から受検までの期間が約2か月以上ある場合に限りです。

- ④医療機関より領収書を受け取り、保管してください。
- ⑤現金給付を希望した方は、検査結果が届いたら、②の承認決定通知に同封されていた請求書、問診票に記載の上、④の領収書(写し)、振込先口座の分かるもの、印鑑、検査結果(数値の分かるもの)の写しを持参して、国保年金課又は関宿支所、各出張所にて助成金の請求申請を行ってください。(郵送可)

## ◆はり、きゆう、あん摩等施設利用助成

◇要件…次の全てに該当する方

- ①野田市の国民健康保険に加入している45歳以上の方
- ②被保険者資格証明書の交付を受けていない方

◇助成額…1回千円、ひと月当たり助成券2枚を交付(年間24枚まで)

◇対象施術所…野田市が指定する市内及び市外の施術所

◇申請の流れ

施術を受ける前に保険証を持参して、国保年金課又は関宿支所、各出張所にて申請をし、助成券を受け取ってください。

※保険適用や保険併用の施術は助成対象外です。



## ◆特定健康診査

◇要件…令和3年度中に40歳以上になる野田市国民健康保険に加入している方

◇自己負担金は無料となります。該当する方へ、受診券を6月下旬に送付予定です。

## ◆若者健康診査

◇要件…令和3年4月1日現在18歳以上で野田市の国民健康保険に加入している方(特定健康診査対象年齢前の方)

◇特定健康診査と同程度の内容の検査を無料で受診していただけます。該当する方へ、受診券を6月下旬に送付予定です。

## ◆集団健診(関宿地区)

◇要件…次の全てに該当する方

- ①令和3年度中に40歳以上になる方で、集団健診の受診日に野田市の国民健康保険に加入されている方
- ②特定健康診査を受診されていない方

◇日程…完全予約制

令和3年10月～12月中旬に3回実施予定(詳細日時未定)

◇会場…関宿保健センター、二川公民館

※結核・肺がん検診、肝炎ウイルス検診も同時受診することができます。



## 【お問合せ】

○人間ドック検査費用助成、はり、きゆう、あん摩等施設利用助成

国保年金課 国保給付係

TEL 7125・1111

(内線3115～3118)

○特定健康診査、若者健康診査、集団健診

保健センター 健康増進係

TEL 7125・1188

※新型コロナウイルス感染症の影響により、急な変更がある場合があります。最新の情報は、市ホームページよりご確認ください。

# 国保料の納付はお済みですか？

令和2年度の国保料の第10期は3月31日が納期限です。令和2年度までの国保料に未納がある方は、早急に納付をお願いいたします。

国保料に未納がある方には、督促状、催告書等を発送し、自主納付や納付相談の案内をしています。それでも納付されない場合は、有効期間の短い短期被保険者証を交付し、さらに滞納が続くと被保険者証の返還を求めるとともに、被保険者証に代えて被保険者資格証明書（医療費等は、一旦全額自己負担になります）を交付します。

特別な事情があり、未納分の一括納付が困難な場合は、分割納付ができる場合がありますので、滞納のままにせず、早めに収納課で納付相談を受けてください。



## 【納付相談窓口・日時】

- 開設場所…市役所2階 収納課
- 開設時間…月・水・金曜日（祝日除く）：8時30分～17時15分
- 火・木曜日（祝日除く）：8時30分～20時
- 日曜日（第2・第4日曜日）：8時30分～17時15分

※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月27日まで17時15分以降の夜間窓口を休止します。

※土曜日、年末年始は開設していません。

## 国保料の納付は

### 便利な口座振替で!!

口座振替（自動振込）は、金融機関などに行く手間が省け、納め忘れの心配がなく便利です。

市内金融機関や市役所国保年金課又は収納課窓口にある「野田市市税等口座振替依頼書」でお申込みください。

なお、3年度の第1期（6月30日納期限）から口座振替を利用する場合は、4月未までにお申込みください。

### 【申込みの際の注意事項】

- ・納付義務者である世帯主の印、振替口座の預貯金通帳と届出印を持参してください。
- ・口座振替は、廃止の届出をしない限り次年度以降も継続されます。

※10月より、「ページー口座振替受付サービス」を開始しました。

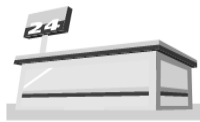
詳しくは、ホームページをご覧ください。【HP検索】1027663

## 全国のコンビニ等で

### 国保料の納付ができます

納付書が1枚ずつ分かれていきますので、納期限や金額、期別をよく確認のうえ納付してください。ただし、納期限を過ぎた場合は、コンビニエンスストア、ゆうちょ銀行、郵便局、スマートフォンアプリでは納付できません。

なお、領収証書は大切に保管してください。



## 一部負担金の減免制度

入院治療を受ける方で、次に該当する方のうち、収入が一定要件に該当する場合、一部負担金の減免等を受けられる制度があります。

- ①震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、障がい者となり、又は住宅、家財若しくはその財産について著しい損害を受けたとき。
  - ②干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これらに類する事由により収入が著しく減少したとき。
  - ③事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。
- 詳しくは、国保年金課へお問合せください。

## 全国健康保険協会（協会けんぽ）

### 千葉支部からのお知らせ

令和3年度の協会けんぽ千葉支部の健康保険料率は、本年3月分（4月納付分）より現状の9・75%から9・79%に引上げることになりました。並びに、介護保険料率（全国一律）は、現行の1・79%から1・80%に引上げとなります。

健康保険料率は地域の医療水準に基づいて算出されます。「健診を受診する」「会社を挙げて健康づくりに取り組む」「ジェネリック医薬品を使用する」等の行動の積み重ねが保険料率の上昇を抑える力となります。ご理解とご協力をお願いします。

### 【お問合せ】

協会けんぽ千葉支部企画総務グループ  
TEL 043-308-0522

## マイナンバーカードの

### 健康保険証利用が始まります

今後、医療機関・薬局などで順次マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります。

利用するには、マイナンバーで利用申込がしてあること、受診する医療機関等がマイナンバーカードの利用に対応していることが必要です。なお、保険証利用にはマイナンバーカードの電子証明書を使うため、マイナンバーを知られることはありません。

### ◇メリット

- ①就職などで新しい保険証が発行されるまでの間も、保険証として使えます。（保険者への加入や喪失の届出は従来どおり必要です。）
  - ②限度額適用認定証等が不要になります。
  - ③特定健診情報や薬剤情報、医療費情報が今後閲覧できるようになります。
  - ④確定申告の医療費控除の入力が簡単にになります。
- ※現在の保険証は、従来どおり利用できます。



マイナンバーポータルはこちらから↓

【マイナンバーについてのお問合せ】  
マイナンバー総合フリーダイヤル  
☎ 0120-95-0178  
受付時間（年末年始を除く）  
平日：9時30分～20時  
土日祝：9時30分～17時30分

## 収入が無い方や少ない方も 所得の申告を

世帯の所得状況によっては、国保料の軽減が適用になる場合や、医療費の月額の上限額（高額療養費自己負担限度額）が下がる場合があります。国保加入者で収入の無い方や少ない方、又は確定申告や年末調整で扶養となっている方も必ず所得の申告をするようお願いいたします。

## ジェネリック医薬品を 活用しましょう

ジェネリック（後発）医薬品とは、特許が切れた先発医薬品と同じ成分を使って製造され、厚生労働省に承認された薬です。

価格は品目ごとに様々ですが、中には先発医薬品の半額以下の薬もあります。

市では、ジェネリック医薬品を選択しやすいように、保険証交付時にお渡ししている小冊子「国保のしおり」へ「ジェネリック医薬品希望シール」を貼付していますので、保険証の余白に貼って医療機関等の窓口でご提示ください。

また、ジェネリック医薬品に切り替えることによって一定額以上の負担が軽減されると見込まれる方に対して「ジェネリック医薬品差額通知」を送りしています。しかしながら、薬や症状によってジェネリック医薬品に切り替えてできないことがありますので、医師や薬剤師に相談してください。この通知は、ジェネリック医薬品へ切り替えを強制するものではありません。

## 海外療養費制度を利用される方へ

国民健康保険に加入している方が、急病や突然のけがなど、やむを得ない理由で海外の医療機関で治療を受けた場合、帰国後、海外療養費の支給申請をしていただくと、適正と認められる海外療養費のうち、自己負担分を除いた診療費用分を支給しています。

現地の医師へご提出いただきたい書類がありますので、渡航前にお問合せください。

### 【必要書類】

- ① 保険証 ② 診療内容明細書
- ③ 領収明細書
- ④ 現地で支払った領収書の原本
- ⑤ 世帯主名義の口座番号の分かるもの
- ⑥ パスポート（原本）※治療を受けた方のもの
- ⑦ 世帯主の印鑑

※②③が外国語のときは日本語翻訳文（翻訳者の住所、氏名も記載して押印）

ご不明な点は、国保年金課まで事前にお問合せください。

## 重複受診はやめましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診する「重複受診」は、医療費のムダになるだけでなく、治療に支障をきたすこともあります。

また、同じような効能のあるお薬が処方されることが多く、そのお薬をそれぞれの医師の指示通りに服用することは、結果的に正しい服薬にならず、効果が得られないばかりか、病状を悪化させることもあります。

現在の治療に不安などがあるときは、まず医師に伝え、話し合ってみましょう。

## 還付金詐欺にご注意を！

市役所や年金事務所など公的機関の職員を名乗り、医療費等の還付金手続のためにATMへ誘導して送金させる「還付金詐欺」が発生しています。

市役所では、還付金の受け取りについて、ATMで手続をしていただくことは一切ありません。ATMの操作を求める電話は「詐欺」と考え、相手にせず、すぐに最寄りの警察署又は振り込め詐欺相談専用ダイヤルに連絡してください。

### 【お問合せ】

- 野田警察署 ☎7125-0110
- 電話de詐欺相談専用ダイヤル ☎0120-494-506

## 国保ぶち講座

### かかりつけ医・かかりつけ薬局って？の巻



Q 最近、かかりつけ医という言葉聞きけど、どういふことか？

A 病院にかかるときに、初めて会うお医者さんに自分の症状を正確に伝えることは難しくないかな？

かかりつけ医がいると、今までの治療の記録から、病状を適切に判断し、その人に合った治療をしてくれるんじや。

Q そうなんだ。じゃあ、かかりつけ薬局はどうして必要なの？

A 例えば、頭が痛くてかかりつけ医で頭痛薬をもらった。次の日、今度は歯が痛くなって歯医者さんで痛み止めをもらった。違ってお医者さんで出してもらった薬だから2種類の薬を飲まなくちゃいけないと思ってしまうんじや。

でも、この2つの薬は名前は違っても同じ効き目の薬なんじや。そんな時、かかりつけ薬局を決めておく歯医者で処方してもらった薬が必要かどうか判断してくれるんじや。

いろいろなお医者さんで処方してもらった薬もかかりつけ薬局で飲み合わせについて教えてくれるんじやよ。

Q そうなんだ。じゃあ、ぼくもかかりつけ医・かかりつけ薬局を決めよう！